

東日本大震災・原子力発電所の事故による 被害を受けられた方へ 市税の軽減措置などがあります

東日本大震災関係

○個人市・県民税の軽減措置

大震災により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除することにより個人市・県民税の軽減を受けることができます。この軽減措置は、所得税で申告した方については、手続き不要です。

なお、大震災に関する所得税の申告相談会が次のとおり税務署で開催されます。いずれも事前予約制です。当日持参いただく書類等は予約時にご確認ください。

①日時 2月1日(水)・2日(木)

午前9時～午後4時

場所 高山税務署

②日時 2月15日(水)

午前9時30分～午後4時

場所 市民文化会館

(昭和町1)

申込 高山税務署
問合先 32-1020

○固定資産税・都市計画税の軽減措置

大震災により滅失・損壊した家屋やその住宅用地に代わる家屋・土地を高山市内で取得された場合、その資産にかかる固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。

○軽自動車税の非課税措置

大震災により滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得され、その取得された軽自動車は高山市から認定された場合には、平成23年度から平成25年度までの各年度分の軽自動車税が非課税となります。

また、2輪のバイクや小型特殊自動車を、同じ種別のものに買い替えられた場合も対象となります。



○原子力発電所事故関係

○固定資産税・都市計画税の軽減措置

警戒区域内にあった家屋やその住宅用地に代わる家屋・土地を高山市内にて取得された場合、その資産にかかる固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。

○軽自動車税の非課税措置

警戒区域内にあった自動車・軽自動車や永久抹消登録などがなされたものに代わる軽自動車を高山市内にて取得された場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

軽減措置などを受けるためには、手続きが必要となりますので、詳細についてはお問い合わせください。

問合先 税務課
35-3136

空間放射線量率の測定結果は 健康に影響のない数値で推移

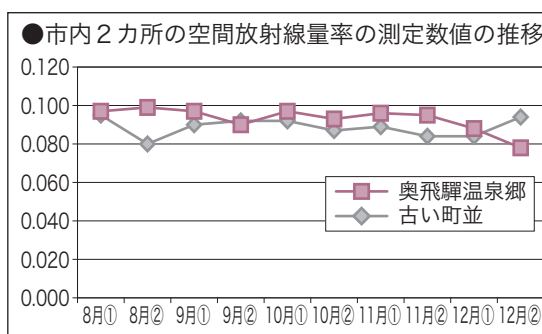
問合先 危機管理室 35-3345
健康推進課 35-3160

●可搬型サーベイメータ(シンチレーション式)による市内13地点の空間放射線量率(地上1mの高さ)の測定結果

地域	高山		丹生川		清見		莊川	一之宮	久々野	朝日	高根	国府	上宝
測定地点	市役所	古い町並	丹生川支所	清見支所	自然体験センター	莊川支所	一之宮支所	久々野支所	朝日支所	高根支所	国府支所	上宝支所	奥飛驒温泉郷
住所	(花岡町2)	(上二之町)	(坊方)	(三日町)	(大原)	(新淵)	(一之宮町)	(無数河)	(万石)	(上ヶ洞)	(広瀬町)	(上宝町本郷)	(奥飛驒温泉郷平湯)
空間放射線量率 ($\mu\text{Sv/h}$)	0.094	0.088	0.084	0.104	0.090	0.094	0.096	0.102	0.087	0.102	0.088	0.078	0.080
測定日	12/19	12/19	12/19	12/20	12/20	12/21	12/22	12/22	12/22	12/26	12/19	12/19	12/19

市では、東京電力福島第一原子力発電所事故に由来すると考えられる空間放射線量率への本市での影響について、市民や観光客のみなさんの健康などへの不安を軽減する観点から、可搬型サーベイメータを用いて市内の空間放射線量率を定期的に測定し、公表しています。

12月中下旬の測定結果は、これまでと同様に、健康に影響のない数値です。また、8月から継続して測定している市内2カ所の数値の推移をみても大きな変化はないのでご安心ください。



●東日本大震災避難者受入相談窓口 35-3524 <http://www.city.takayama.lg.jp/chiikiseisaku/house.html>

2012.1.15